別紙

（記入上の注意）

注１．　該当する文字又は数字を○で囲むこと。

注２．　年齢は、届出年の 12 月 31 日現在の満年齢を記載すること。

注３．「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載および選択すること。

注４．「主たる業務」の欄は、主たる業務の一つについて記載すること。

注５．「業務に従事する場所」の欄は、２以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。

注６．「３．助産所」の「分娩の取扱いあり」「分娩の取扱いなし」については、分娩取扱いの実績の有無に関わらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」の項目を選択すること。

注７．事業所内に設置された診療所については、「２．診療所」ではなく「８．事業所」に含むものとすること。

注８．「５．介護保険施設等」は、「１．病院」、「２．診療所」及び「４．訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとすること。

注９．「６．社会福祉施設」は、「１．病院」から「５．介護保険施設等」までに該当するものを除くものとすること。

注１０．「雇用形態」は、次により記載すること。

- 「１．正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
- 「２．非正規雇用（１又は３に該当しない者）」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「１正規雇用」「３．派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者を指すこと。
- 「３．派遣（紹介予定派遣を含む）」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。

注１１.「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわりなく、次により記載および選択すること。

- 「１．フルタイム労働者」とは、１週間の所定労働時間が 40 時間程度（１日８時間・週５日勤務等）の者を指すこと。
- 「２．短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1 週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
- また、（）は常勤換算した数値を入力すること。この場合、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位で入力することとするが、0.1 に満たない場合は 0.1 と入力すること。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の１週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の１週間当たりの所定労働時間}}$$

例）フルタイム労働者の１週間の所定労働時間が40時間で、①週２日８時間勤務の場合（アルバイト等）②週５日６時間勤務の場合（育児短時間勤務等）

$$\frac{\begin{array}{c}①８時間\times２日\\②６時間\times５日\end{array}}{40時間} = \begin{array}{l}①\quad 0.4人\\②\quad 0.8人\end{array}$$

注１２．「従事開始の理由」は、次により選択すること。

- 「ア　新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、２以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）を指すこと。
- 「イ　再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前１年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「ア　新規」を除く。）を指すこと。
- 「ウ　転職」とは、現在の就業場所に従事開始前１年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
- 「エ　その他」とは、「ア　新規」、「イ　再就業」及び「ウ　転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。

注１３．「看護師の特定行為研修の修了状況」は、関係法令に基づき、該当する全ての特定行為区分及び領域別パッケージ研修について記載すること。

※「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の２第２項第４号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第５号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第３号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 33 号）別表第４の備考第５号に規定するとおり実施した研修を指すこと。

対象：看護師のみ（准看護師は含みません）
研修場所：指定研修機関（厚生労働大臣指定）
・医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは異なります。
・認定看護師や専門看護師の資格とは異なります。
・介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修とは異なります。
・単に特定の領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したことにはなりません。

注１４．市町村コードは、以下を記入すること。

市町村名	コード	市町村名	コード
和歌山市	30201	有田川町	30366
海南市	30202	美浜町	30381
橋本市	30203	日高町	30382
有田市	30204	由良町	30383
御坊市	30205	印南町	30390
田辺市	30206	みなべ町	30391
新宮市	30207	日高川町	30392
紀の川市	30208	白浜町	30401
岩出市	30209	上富田町	30404
紀美野町	30304	すさみ町	30406
かつらぎ町	30341	那智勝浦町	30421
九度山町	30343	太地町	30422
高野町	30344	古座川町	30424
湯浅町	30361	北山村	30427
広川町	30362	串本町	30428